



**令和7年度
(2025年度)
入所申込について**

(保育所・認定こども園・小規模保育事業)

東海市



目 次

	ページ
・ 保育所等の名称と所在地・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
・ 保育の実施状況及び保育時間について・・・・・・・・	3～4
・ 入所するには・・・・・・・・・・・・・・・・	5～6
・ 令和7年度（2025年度）東海市保育料月額表・・・・・・・・	7
・ 早朝・延長保育の利用について・・・・・・・・	8～9
・ 給食費について・・・・・・・・	9
・ 入所の承諾について・・・・・・・・	10
・ 入所後の注意について・・・・・・・・	10
・ 育児休業明け予約入所について・・・・・・・・	11
・ 健康診断等について・・・・・・・・	11
・ 保育料等の支払いについて・・・・・・・・	11
・ 令和7年度（2025年度）保育の必要性認定指数表・・・・・・・・	12～13
・ 施設型給付費・地域型給付費等支給認定兼保育所入所申込書「記載例」・・・・・・・・	14～15
・ 保施設型給付費・地域型給付費等支給認定兼保育所入所申込書について・・・・・・・・	16～18
・ 子育て支援事業・・・・・・・・	19～22

本誌に重要事項を記載しています。卒園まで保管してください。

保育所等の名称と所在地

【市立】

○ 保育所

	名 称	所 在 地	定員	電 話
1	一 番 畑 保 育 園	名和町蓮池 7 番地	200 人	052-603-0719
2	名 和 保 育 園	名和町池西 4 5 番地の 1	200 人	052-603-0707
3	名 和 東 保 育 園	名和町南三宅山 4 5 番地	100 人	052-604-0731
4	渡 内 保 育 園	荒尾町油田 4 8 番地の 1	211 人	052-604-0222
5	平 洲 保 育 園	富貴ノ台三丁目 7 4 番地	180 人	052-603-0369
6	木 庭 保 育 園	富木島町峰畑 1 0 番地	125 人	052-601-4115
7	みどり保育園	荒尾町寺前 6 番地の 1	115 人	052-604-8330
8	明 倫 保 育 園	富木島町貴船 1 6 番地の 4	130 人	052-603-0189
9	富 木 島 保 育 園	富木島町向イ 5 7 番地	115 人	052-603-0370
10	東 山 保 育 園	富木島町新藤棚 5 1 番地	210 人	052-604-8320
11	大 田 保 育 園	大田町庄之脇 1 5 番地	232 人	0562-33-0462
12	高横須賀保育園	高横須賀町塩田 5 番地の 1	165 人	0562-32-2425
13	横 須 賀 保 育 園	元浜町 1 1 番地	112 人	0562-32-0924
14	養 父 保 育 園	養父町大木之本 2 7 番地	153 人	0562-32-0312
15	加 木 屋 保 育 園	加木屋町順見 5 1 番地	232 人	0562-32-1033
16	三 ツ 池 保 育 園	加木屋町平子 4 9 番地の 1 3	161 人	0562-32-0313
17	大 堀 保 育 園	加木屋町東大堀 2 8 番地の 3 4	206 人	0562-34-9260
18	加木屋南保育園	加木屋町南鹿持 2 7 番地	119 人	0562-34-8207

※令和 9 年度末に名和東保育園、令和 1 0 年度末に加木屋南保育園が廃園となります。廃園に伴い、受入可能人数を縮小していく予定です。令和 7 年度は、名和東保育園の 1 歳児及び 2 歳児、加木屋南保育園の 1 歳児は募集がありません。

【私立】※ 私立施設では、保育料や早朝延長保育使用料のほか、別途費用の負担が必要となる場合があります。詳しくは各施設までお問い合わせください。

○ 保育所

	名 称	運営主体	所 在 地	定員	電 話
1	エチュード上野台	社会福祉法人 千寿会	富木島町新藤塚 3 0 番地	38 人	052-601-8855
2	きだっこえん	社会福祉法人 福寿園	大田町庄之脇 2 2 番地	30 人	0562-36-1207
3	memorytree 社山保育園	株式会社 nexus	加木屋町北社山 1 8 番地 4 4	90 人	0562-74-9003

○ 幼保連携型認定こども園

	名 称	運営主体	所 在 地	定員	電 話
1	※ 葵名和幼稚園	学校法人 葵学園	名和町一枚畑 1 5 番地の 3 9	147 人	052-603-2569
2	※ 明佳幼稚園	学校法人 明佳学園	加木屋町北平井 5 4 番地	103 人	0562-34-9512

※ 1号認定（教育認定）の定員を除く。なお、1号認定での入所を希望する場合は、直接施設へ申込及びお問い合わせください。

○ 小規模保育事業

	名 称	運営主体	所 在 地	定員	電 話
1	memorytree 名和北保育園	株式会社 nexus	名和町寝覚 2 9 8 番地	19 人	052-890-5171
2	memorytree 太田川保育園	株式会社 nexus	高横須賀町葭山 1 0 2 0 番地	19 人	0562-74-9101
3	荒尾サンフレンズ 保育園	サンヨーホームズ コミュニティ株式会社	荒尾町御幣土 1 3 8 番地	19 人	052-217-4774
4	加木屋町 サンフレンズ保育園	サンヨーホームズ コミュニティ株式会社	加木屋町木之下 1 1 8 番地の 3	19 人	0562-38-5301
5	memorytree 名和町保育園	株式会社 nexus	名和町向イ 4 0 番地の 1	19 人	052-890-5371
6	memorytree 伏見保育園	株式会社 nexus	富木島町伏見四丁 目 1 5 番地 1 2	19 人	052-890-2771
7	はな保育室 たかよこすか	株式会社 はな保育	高横須賀町五丁目 122 ウィル M 1 階	19 人	0562-57-5330
8	名和駅前 サンフレンズ保育園	サンヨーホームズ コミュニティ株式会社	名和町一丁目 9 3 番地	19 人	052-602-7016
9	めいてつ保育ステーション 大池公園ぽっぽ園	株式会社 名鉄スマイルプラス	荒尾町丸根 1 番 2 2 マックス バリュー東海荒尾店 2 階	19 人	052-627-1919
10	はな保育室かぎや	株式会社 はな保育	加木屋町寺ノ前 3 7 番地 1	19 人	0562-38-7705
11	memorytree 名和寺徳保育園	株式会社 nexus	名和町寺徳 1 番 6	19 人	052-750-1320

保育の実施状況

保育内容 保育園名		(※1) 0歳	1歳	2歳	3歳以上	特別支援保育			連携施設 (※2)
						3歳	4歳	5歳	
公立	一番畑保育園		○	○	○	○	○	○	
	名和保育園	○	○	○		○	○	○	
	名和東保育園								
	渡内保育園	○	○	○		○	○	○	
	平洲保育園		○	○		○	○	○	
	木庭保育園	○	○	○					
	みどり保育園	○	○	○					
	明倫保育園		○	○		○	○	○	
	富木島保育園	○	○	○		○	○	○	
	東山保育園	○	○	○		○	○	○	
	大田保育園	○	○	○		○	○	○	
	高横須賀保育園		○	○		○	○	○	
	横須賀保育園	○	○	○		○	○	○	
	養父保育園	○	○	○					
	加木屋保育園	○	○	○		○	○	○	
	三ツ池保育園	○	○	○		○	○	○	
	大堀保育園	○	○	○		○	○	○	
	加木屋南保育園			○					
私立	エチュード上野台	○	○	○					東山・富木島・明倫
	きだっこえん	○							大田・高横須賀
	memorytree 社山保育園	○			○				なし
	葵名和幼稚園	☆			○				なし
	明佳幼稚園				○				なし
	memorytree 名和北保育園	○							一番畑・名和
	memorytree 太田川保育園	○							大田・横須賀
	荒尾サンプレズ 保育園	○							平洲・木庭
	加木屋町サンプレズ 保育園	○							加木屋・三ツ池・養父
	memorytree 名和町保育園	○							名和・渡内
	memorytree 伏見保育園	○							富木島・大田・木庭
	はな保育室たかよこすか	○							高横須賀・横須賀・養父
	名和駅前サンプレズ 保育園	○							一番畑・名和
	めいてつ保育ステーション大池公園ぼっぼ園	○							木庭・平洲・みどり
	はな保育室かぎや	○							大堀・三ツ池・加木屋南
	memorytree 名和寺徳保育園	○							名和・渡内

(※1) 0歳児保育は、施設によって入所開始可能日が異なりますのでご注意ください。

(1) 上表該当箇所が○の施設…月齢3か月を迎えた月の翌月1日から

(2) 上表該当箇所が☆の施設…月齢6か月を迎えた月の翌月1日から

(※2) 3・4・5歳児保育を実施していない保育所等は、2歳児クラスから3歳児クラスに上がる際、連携施設に優先的に転園が可能です。ただし、空き状況により希望の保育所に入所できない場合があります。ご了承ください。

保育時間について

保育時間は、「保育の必要性の認定」に必要な書類の内容により“保育短時間認定”と“保育標準時間認定”の2つに分けられます。ただし、施設により異なるためご注意ください。

※ 保育時間のうち必要と認められる時間に限り、保育所等の利用ができます。

【市立保育園・エチュード上野台・きだっこえん・葵名和幼稚園・小規模保育事業】

	保育時間	説明
保育短時間	月曜日～土曜日 午前8時～午後4時	午後4時以降の <u>保育を必要としない方</u> の利用時間です。
保育標準時間	月曜日～土曜日 午前8時～午後7時	午後4時以降の <u>保育の必要性が認められた方</u> の利用時間です。
早朝保育	月曜日～土曜日 午前7時30分～午前8時	保護者の就労時間等の都合により、保育標準時間・保育短時間の保育の時間より早い時間の保育を必要とする方の制度です。

【memorytree 社山保育園・明佳幼稚園】

	保育時間	説明
保育短時間	月曜日～土曜日 午前8時～午後4時	午前8時以前及び午後4時以降の <u>保育を必要としない方</u> の利用時間です。
保育標準時間	月曜日～土曜日 午前7時30分 ～午後6時30分	午前8時以前又は午後4時以降の <u>保育の必要性が認められた方</u> の利用時間です。
早朝保育	月曜日～土曜日 午前7時30分～午前8時	保護者の就労時間等の都合により、保育短時間の保育の時間より早い時間の保育を必要とする方の制度です。
延長保育	【memorytree 社山保育園】 月曜日～土曜日 午後6時30分～午後8時	保護者の就労時間等の都合により、保育標準時間の保育の時間より遅い時間の保育を必要とする方の制度です。
	【明佳幼稚園】月曜日～土曜日 午後6時30分～午後7時	

入所するには

保育所に入所するためには、父母が次の「保育の必要な事由」に該当し、入所申込と同時に「保育の必要性の認定」の申請を行い、市の認定を受けていただく必要があります。
認定の場合、「認定証」を発行するとともに保育所等の利用調整を行います。

	保育の必要な事由		説 明
1	就 労	仕事をしている場合	保護者が毎月60時間以上就労する(フルタイムのほか、パートタイム、夜勤、居宅内労働等、基本的に全ての就労を含む。)ことを常態とする場合 (標準時間認定・短時間認定)
2	出産の前後	母親が妊娠中又は出産後間がない場合	出産又は出産予定日の月、出産予定日前2か月及び出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間のうち必要な期間 ※ 多胎児の場合、出生予定日前3か月から入所が可能です。(標準時間認定・短時間認定)
3	疾 病 等	疾病にかかり又は負傷しているため、児童の保育ができない場合	保護者が保育できない病気又は心身に障害を有している場合 (標準時間認定・短時間認定)
4	介 護	同居の病人等の介護をしているため、児童の保育ができない場合	児童と同居する、長期にわたる病人又は心身に障害のある人がいるため、居宅内又は居宅外(病院への付き添い等)で月60時間以上常時介護にあたり、児童の保育ができない場合 (標準時間認定・短時間認定)
5	災 害	火災・風水害・地震などで、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、児童の保育ができない場合	(標準時間認定・短時間認定)
6	求職活動	求職活動を行っている場合	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている場合で、教育・保育給付認定日から90日を経過する日が属する月の末日までの期間のうち必要な期間
7	就 学	学校教育法等に規定する学校又は職業訓練校に在学している場合	保護者が毎月60時間以上(自宅学習に係る時間は除く)就学することを常態とする場合 (標準時間認定・短時間認定)
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合 (標準時間認定・短時間認定)	
9	育児休業	・ 保護者の育児休業開始時に、就労(出産前後へ変更した場合を含む)を理由として在園している児童(2歳児)であり、継続入所が必要であると認める場合 ・ 在園児(3歳児以上)の保護者が育児休業を取得した場合であり、継続入所が必要であると認める場合 ・ 育児休業を取得している保護者の児童(3歳児以上)が新規入所する場合であり、当該児童の就学前までに育児休業取得中の企業等に復職する場合 (短時間認定のみ)	
10	特例の場合	上記1～9に類する状態にある場合 (標準時間認定・短時間認定)	

市町村民税関係書類について

● 令和6年(2024年)1月2日以降に東海市に転入された方
令和6年度市町村民税課税額を証明する書類(市町村民税課税証明書等)又は、個人番号(マイナンバー)申告書が必要となります。

【父母以外に同居家族（祖父母、おじ、おば等）がいる場合】

同居の親族の方が子どもを保育することができる場合にも、保育の認定の申請及び入所申込をすることができます。ただし、一斉入所の選考の際、優先度が下がりますのでご注意ください。

なお、65歳未満の同居家族において保育ができない証明(就労証明書等)がある場合は、優先度は下がりにません。

必要な書類	
※ 保護者ごとに保育の必要性の確認をしますので、保護者それぞれの書類が必要となります。ご注意ください。	
1	① 居宅外労働及び居宅内労働(自営を除く。) ◎「就労証明書」(様式) ② 自営 ※法人は①の扱いとする ◎「就労証明書」(様式) 「個人事業の開廃業等届出書の写し」等 令和7年(2025年)10月の一斉入所受付より就労証明書の様式が変更されておりますので、ご注意ください。
2	「医師又は助産師の出産(予定)証明書」又は「母子健康手帳の写し」 ※母子健康手帳は原本の提示並びに母親の名前及び出産(予定)日がわかるページの写しの提出
3	「医師の証明書」「障害者手帳の写し」等、状況により必要書類を提出
4	「医師の証明書」又は「介護保険被保険者証の写し」等状況により必要書類を提出 申立書(様式)
5	状況により必要書類を提出
6	「求職活動申立書」(様式) ハローワークカードの写し又は受付票の写し
7	「学生証」「在学証明書」「学校のカリキュラム」等
8	状況により必要書類を提出
9	◎「就労証明書」(様式) 令和7年(2025年)10月の一斉入所受付より就労証明書の様式が変更されておりますので、ご注意ください。
10	状況により必要書類を提出

◎(注意) 事業者名等が記載されている就労証明書及び育児休業証明書等を無断で作成または改変を行った場合、有印私文書偽造、有印私文書変造の罪に問われる場合があります。

● 令和7年(2025年)1月2日以降に東海市に転入された方
令和6年度及び令和7年度市町村民税課税額を証明する書類(市町村民税課税証明書等)又は、個人番号(マイナンバー)申告書が必要となります。
※課税証明書は市町村民税均等割額及び所得割額の記載のあるもの

令和 7 年度（2025 年度） 東海市保育料月額表

保育料の額（階層）は、入所児童と生計を一つにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。祖父母等）のすべてについて、それらの者の市町村民税（均等割及び所得割）の合計額により決定されます。

3 歳以上児につきましては、幼児教育・保育無償化により保育料が無償化されます。ただし、給食費（主食費・副食費）が別途必要になります。詳しくは「給食費について」（P.9）をご確認ください。

（単位：円）

世帯の階層			標準時間保育児童			短時間保育児童		
			0 歳児	1 歳児	2 歳児	0 歳児	1 歳児	2 歳児
A	生活保護法及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0
B	A 階層を除き、市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
C	A・B 階層を除き、市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみの課税世帯）		6,400	5,700	5,400	6,200	5,600	5,300
D 1	A 階層を除き市次町の村区分税に課税当世帯でもその所得割の年	48,600 円未満	8,500	7,500	7,100	8,300	7,300	6,900
D 2		48,600 円以上 58,800 円未満	11,900	10,800	10,300	11,600	10,600	10,100
D 3		58,800 円以上 97,000 円未満	22,100	20,400	19,900	21,700	20,000	19,500
D 4		97,000 円以上 132,600 円未満	30,900	29,300	28,300	30,300	28,800	27,800
D 5		132,600 円以上 169,000 円未満	40,300	39,000	36,500	39,600	38,300	35,800
D 6		169,000 円以上 301,000 円未満	46,800	45,200	43,200	46,000	44,400	42,400
D 7		301,000 円以上	50,500	48,800	46,800	49,600	47,900	46,000

※令和 7 年 4 月分～令和 7 年 8 月分保育料は、令和 6 年度市町村民税により算定し、令和 7 年 9 月分～令和 8 年 3 月分保育料は、令和 7 年度市町村民税により算定します。

(1) 同一世帯で子ども（年齢制限はありません）を 2 人以上養育している場合の第 2 子以降の保育料は 0 円

(2) 市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯で、世帯に要保護者等が属する場合、保育料は 0 円

※ 要保護者等とは・・・生活保護法に規定する要保護者、母子・父子又は寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者、障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者等

※ 保育所等への出席の有無にかかわらず、当該月に在籍する場合は、その月の保育料等を納入していただきます。

早朝・延長保育の利用について（標準時間・短時間保育共通）

延長保育は、保護者の就労等の支援及び子どもの保育を目的として、実施しています。保護者の方が安心して働いていただける反面、子どもは長時間集団生活をするようになります。そのため、延長保育は常に実施するものでなく、「保育の必要な事由」（就労・介護等）に基づき利用していただくものです。

なお、延長保育の内容に変更がある場合は、前月の20日までに必要な書類を整え、園長に「保育所等利用状況申出書（早朝・延長・土曜日）」を提出してください。

○ 市立18保育園、エチュード上野台、きだっこえん、小規模保育事業

1 早朝保育（7：30～8：00） 使用料 月額700円

（注意事項）

開園時間は7時30分です。大切なお子さんを保育するうえで十分に体制が整う7時30分以降の入室をお願いします。登園後の準備や検温に要する時間も考慮してください。

2 延長保育（短時間保育児童）（16：00～最大19：00）

延長保育使用料（月額）						（単位：円）
世帯の階層	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4・5歳児	令和 7 年 4 月分～8 月分は令和 6 年度市町村民税により算定し、令和 7 年 9 月分～令和 8 年 3 月分は令和 7 年度市町村民税により算定
A	0	0	0	0	0	
B	0	0	0	0	0	
C	200	100	100	100	100	
D 1	200	200	200	100	100	
D 2	300	200	200	200	200	
D 3	400	400	400	300	300	
D 4	600	500	500	400	400	
D 5	700	700	700	400	400	
D 6	800	800	800	500	400	
D 7	900	900	800	500	400	
※この表の適用となるのは、「短時間保育児童」です。 「標準時間保育児童」については、延長保育使用料分は保育料に含まれており、延長利用可能時間は、「保育所等利用状況申出書」に記載された時間内となります。						

（注意事項）

- ・保育所等の延長保育については、保護者の就労時間等に応じた時間が利用可能であり、就労時間が終わる等「保育の必要な事由」が終了次第お迎えにお越しください。
- ・開園時間は19時です。19時に身支度を済ませ園を出られるよう、御協力ください。
- ・利用の有無にかかわらず、各契約月の初日に在籍する場合は、その月の使用料を納入していただきます。
- ・契約時間が守られない場合や、実質勤務時間と送迎時間との差が大きい場合は、この制度の利用をお断りする場合があります。

○ 葵名和幼稚園（※ 詳細については、葵名和幼稚園へ直接お問合せください。）

1 早朝保育（7：30～8：00） 使用料 月額700円

2 延長保育（16：00～最大19：00）

「短時間保育児童」が対象となります。「標準時間保育児童」については、延長保育使用料分は保育料に含まれておりますのでご注意ください。

16：00～17：30	200円／回
17：30～19：00	200円／回

○ 明佳幼稚園（※ 詳細については、明佳幼稚園へ直接お問合せください。）

1 早朝保育（7：30～8：00） 使用料 200円／回

「短時間保育児童」が対象となります。「標準時間保育児童」については、早朝保育使用料分は保育料に含まれておりますのでご注意ください。

2 延長保育（16：00～最大19：00）

「短時間保育児童」については、(1)及び(2)が該当、「標準時間保育児童」については、(2)のみ該当となります。

(1) 16：00～18：30	200円／回
(2) 18：30～19：00	200円／回

○ memorytree社山保育園

(※ 詳細については、memorytree社山保育園へ直接お問合せください。)

- 1 早朝保育（7：30～8：00） 使用料 300円／回
「短時間保育児童」が対象となります。「標準時間保育児童」については、早朝保育使用料分は保育料に含まれておりますのでご注意ください。

- 2 延長保育（16：00～最大20：00）

【スポット利用】

「短時間保育児童」「標準時間保育児童」のどちらも対象になります。

- | | | |
|-----------------|----------------|---------------|
| (1) 16：00～18：30 | 使用料 30分ごとに300円 | |
| (2) 18：30～19：00 | 使用料 300円／回 | |
| (3) 19：00～19：30 | 使用料 500円／回 | |
| (4) 19：30～20：00 | 使用料 500円／回 | 夕食 300円／回 (※) |

【月額利用】

「標準認定児童」が対象となります。

- | | | |
|-----------------|----------------------|---------------|
| (1) 18：30～19：00 | 使用料 月額1,000円 (補食費込み) | |
| (2) 18：30～20：00 | 使用料 月額3,000円 | 夕食 300円／回 (※) |

※ 夕食を付けない場合は補食が出ます。

給食費について

令和元年（2019年）10月1日からの幼児教育・保育無償化により、これまで保育料に含まれていた3歳児～5歳児の副食費について、主食費と併せて実費負担となりました。

0歳児～2歳児については、これまでどおり主食費及び副食費は保育料に含まれています。

3歳児～5歳児のお子様について、年齢に関わらず次のとおり給食費（主食費・副食費）がかかります。また、保育所等によって金額が異なります。御注意ください。

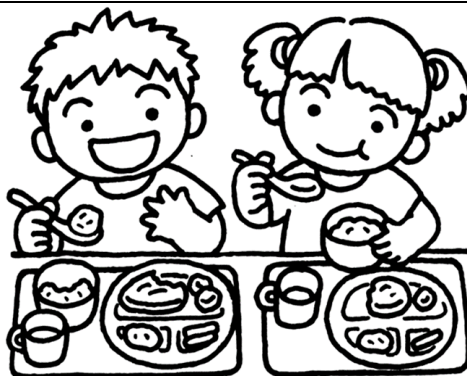
(単位：円)

対象施設	給食費（月額）		
	主食費	副食費	
市立18保育所（特別利用保育児童含む）	900	4,400	5,300
保育所 memorytree社山保育園	1,300	4,500	5,800
幼保連携型認定こども園 葵名和幼稚園	1,100	4,500	5,600
幼保連携型認定こども園 明佳幼稚園	1,000	4,500	5,500

※ 詳細については、施設へお問い合わせください。

(注意事項)

- 次のいずれかに該当する場合、副食費が無償となります。
- (1) 市町村民税所得割額が57,700円（世帯に要保護者等が属する場合及び特別利用保育の方は77,101円）未満の世帯
※ 令和7年4月分～令和7年8月分は、令和6年度市町村民税により判定し、令和7年9月分～令和8年3月分は、令和7年度市町村民税により判定します。
- (2) 同一世帯で子ども（年齢制限はありません）を2人以上養育している場合の第2子以降の場合



入所の承諾について

保育の必要性の認定後、慎重に審査し、入所調整を行います。

入所園の決定時期は、10月の一斉入所受付分が、令和7年2月下旬ごろとなります。

また、年度途中の入所は原則毎月1日からです。入所希望月の前月の20日までに保育の必要性の認定申請及び保育所等の入所申込を行ってください。認定及び入所の可否の決定後、認定証及び入所承諾書（公立保育園及び私立保育所へ入所の方のみ）をお送りします。

- 1 入所の理由が不明確な場合、家庭調査を実施したうえで保育の必要性の認定及び入所調整を行います。保護者が保育の必要性の事由に該当しなくなった場合又は偽りの届出があった場合等には、退所届を提出していただく場合があります。
- 2 入所の申込みに際し、育児と仕事との両立ができるよう、ご自身の勤務条件、児童の送迎等について事前によく検討してください。
- 3 保育所等の定員の関係等により、希望される保育所等に入所できず、他の保育所等に入所していただく場合もありますので、あらかじめご承知ください。

入所後の注意について

- 1 次の場合、その都度速やかに施設長に連絡し、各種書類を提出してください。
 - (1) 住所、家族構成・家族の状況が変わったとき。
 - (2) 退園するとき。
 - (3) 保育の必要な事由（就労、妊娠出産等）の変更
 - (4) 保育の必要な事由の内容（勤務先、就労時間、疾病状況等）の変更
 - (5) 育児休業の取得・育児休業期間の変更
 - (6) 税関係の申告等で税額等に変更が生じたとき。
- 2 緊急連絡先を変更する場合は、必ず保育所等に連絡してください。
- 3 児童が長期欠席する場合は、必ず保育所等に理由を申し出てください。保育所等の利用が約30日以上無い場合は保育の必要な事由の消滅とみなし、退所届を提出していただく場合があります。
- 4 入所後、感染疾患その他心身の異常等により集団生活が不相当と認められる児童は、保育の停止又は退所となります。
- 5 保護者の就労等が休みの場合の保育について
保育所等は「保育の必要な事由」の範囲内での利用となるため、0・1・2歳児の方は、就労の場合は休日（有給・「保育の必要な事由」に該当しない育児休業等を含む）、求職活動の場合は活動しない日等、「保育の必要な事由」に該当しない日は、保育所等の利用ができません。
- 6 転園は、空きがある場合、年度初めからのみ可能です。毎年9月頃に転園希望調査を行っています。なお、年度途中の転園は、原則できません。

育児休業明け予約入所について

保育所等では、育児休業期間終了日が令和8年3月30日までの方について、育児休業明け予約入所として年度途中での入所の承諾を行います。（申込の際に提出した就労証明書に記載された就労先で復職する場合に限ります。）

また、0歳児～2歳児について、入所が決定した際に復職日を変更（短縮・延長）する場合、事業所の発行する就労証明書を再度提出していただくことで、変更後の復職日での入園が可能です。（ただし、変更後の育児休業期間終了日が令和8年3月30日までの場合に限ります。）

【ならし保育について】

育児休業明け予約入所の場合のみ、復職日の1週間前の平日からならし保育の利用が可能です。（1週間前の日付が休園日にあたる場合はその次の平日からになります。）ご希望の方はならし保育希望月の前月の20日までに園長にお申し出ください。ただし、令和7年4月1日以前の利用はできません。

育児休業明け予約入所及びならし保育は、東海市内すべての保育所等で実施予定です。

※3歳児以上は育児休業の復職日が小学校就学前であれば、令和7年4月1日からの入所も可能です。（育児休業に係る認定につきましては、5ページをご参照ください。）

健康診断等について

保育所等では入所前に健康診断、入所後に内科健診及び歯科検診の受診が必要です。受診料については、保育所等によって異なりますので、ご注意ください。詳しい金額等は各施設にお問合せください。なお、市立18保育園の場合、一斉入所申込者については、受診料は必要ありません。随時申込者については、入所前の健康診断のみ実費で受診していただきます。

保育料等の支払いについて

市立18保育園の保育料、早朝・延長保育料、給食費等及び私立保育所（認定こども園及び小規模保育事業は除く）の保育料（早朝・延長保育料及び実費徴収費用は除く）は東海市が徴収します。徴収方法につきましては、「東海市立保育園入園のしおり」をご確認ください。その他の保育所等につきましては、施設により徴収方法等が異なります。詳しくは、各施設へお問合せください。

毎月の保育料等は、入所児童と生計を一つにしている保護者及びそれ以外の扶養義務者（祖父母等。ただし家計の主宰者である場合に限る。）の市町村民税の合計額に応じて決定しております。9月の税の参照年度の切り替えに伴い、保護者が主宰者としての基準を満たしているかを判定しており、結果によって保育料等の算定対象者が変更になる場合があります。市町村民税は前年の収入に基づいて計算されているため、前年から家庭状況が大きく変化している場合は、通っている保育所等の施設長にご相談ください。



令和7年度(2025年度) 保育の必要性認定指数表

保育所No.		保護者名		児童名		保育必要量	☐ 標準 ☐ 短
保育認定事由	就労 妊娠・出産 疾病等 介護 災害 求職活動 就学 虐待・DV 育児休業 その他						

1 基本指数(父・母・養育者の状況:主たる保護者2名分を基本指数とします)

番号	事由			細項目		基本指数 (主たる保護者2名)		
						続柄 父	続柄 母	
1	就労			就労時間月 160 時間以上		12	12	
				就労時間月 140 時間以上 160 時間未満		11	11	
				就労時間月 120 時間以上 140 時間未満		10	10	
				就労時間月 100 時間以上 120 時間未満		9	9	
				就労時間月 80 時間以上 100 時間未満		8	8	
				就労時間月 60 時間以上 80 時間未満		7	7	
2	妊娠・出産			出産の前後			12	
3	疾病等	疾病	入院	長期の入院期間中		12	12	
			在宅	重度	常時安静又は通院頻度が高い		11	11
				その他	上記以外		6	6
		心身障害		身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者手帳1級を所持している場合		12	12	
				身体障害者手帳3・4級、療育手帳B・C又は精神障害者手帳2・3級を所持している場合		11	11	
				上記以外の手帳その他により障害があり、保育ができないと判断される場合		6	6	
4	介護			寝たきり者等の付き添い(常時観察と介護を要する)		12	12	
				月120時間以上の介護		9	9	
				月60時間以上120時間未満の介護		6	6	
5	災害			火災等による家屋損傷等の災害復旧		12	12	
6	求職活動			求職活動を継続的に行っている場合		3	3	
7	就学			就学時間月 160 時間以上		12	12	
				就学時間月 140 時間以上 160 時間未満		11	11	
				就学時間月 120 時間以上 140 時間未満		10	10	
				就学時間月 100 時間以上 120 時間未満		9	9	
				就学時間月 80 時間以上 100 時間未満		8	8	
				就学時間月 60 時間以上 80 時間未満		7	7	
8	虐待・DV			虐待やDVのおそれがある場合		12	12	
9	育児休業			育児休業を取得しており、復職が令和8年度以降の場合(3歳以上のみ該当) ※ 令和7年度中の復職者は就労の指数を使用		3	3	
10	その他			上記1～9に類する場合		番号1～9を準用	番号1～9を準用	

2 調整指数

番号	世帯の状況	調整指数
1	保護者のいずれかが家族又は親族が経営する自営業・農業に就労している場合	-2
2	生活保護世帯	+3
3	保護者以外に65歳未満の同居人がいる場合で、当該同居人が入所基準(求職活動を除く)を満たしていない場合	-3
4	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	+3
5	希望する保育所等が0歳児保育を実施していないため、兄弟姉妹が別々の保育所等を希望する場合	+3
6	保育料等を長期にわたり正当な理由なく滞納している場合	-5
7	虐待やDVのおそれが特に強いなど、社会的養護の必要な場合	状況に応じて加減
8	ひとり親世帯の場合	+14
9	保護者のいずれかが単身赴任等をしている場合	+12
10	小学校区内の保育所等を希望する場合(※4・5歳児のみ)	+2
11	保護者が二人共に通勤時間が1時間を超える場合	+1
12	育休により市内保育所等を退園した児童が、再度入所を希望する場合	+1
13	令和6年度の待機登録をしたうえで、令和6年10月1日時点及び入所申請時点で市内の認可外保育施設を月単位契約(半月単位等は除く)で利用している世帯	+1
14	認可保育所等で月60時間以上勤務する保育士が育児休業から保育士として復職する場合又は新たに当該施設で勤務する場合(就労内定を含む)	+2

3 認定指数(基本指数+調整指数)

基本指数	点	調整指数	点	合計	点
------	---	------	---	----	---

※ 上記の認定指数が同点であった場合は、抽選により優先順位を決定します。

記載例

記 載 例

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定兼保育所入所申込申請書（児童台帳）

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 東海市長

保護者（申請者）氏名

東海 らん子

☆提出に来られる保護者氏名を記載

※申請者以外が提出する場合に記入。上記申請及び個人番号の提出について、次の者に委任します。

受任者（提出者）住所

氏名

申請者との関係

次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定及び保育所等への入所に次の通り申込みます。また、市が入所の際に必要な個人情報（同一世帯者含む）及び利用負担額算定に必要な税並びに保育料減免の判定に必要な情報を閲覧すること、その情報に基づき決定した利用負担額を特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申請児童	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	障害者手帳、療育手帳等の有無
申請児童	トウカイ テツヤ	H・R 6年10月10日生 令和7年4月1日時点の年齢 0 歳	男 女	有・無
	東海 鉄也			
	第1子 第2子・第3子以降	個人番号	4 5 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
保護者	〒 476 - ××××	電話番号（自宅）	052-×××-××××	
	東海市中心部一丁目1番地	保護者携帯電話	父： 090-××××-××××	
	☆マンション名・棟・号まで省略せずに記載	保護者携帯電話	母： 090-××××-××××	
		メールアドレス	tokai××@×××.×××	
	令和6年1月1日時点の住民登録地 課税有無	父 東海市内・市外（名古屋市）	母 東海市内・市外（名古屋市）	
	令和7年1月1日時点の住民登録地 課税有無	父 東海市内・市外（ ）	母 東海市内・市外（ ）	

区分	氏 名	児童との続柄	生年月日	備考 要保護者世帯状況確認
家庭の状況 入所児童を除く同居の方全て	東海 甚三郎	父	S・H・R 2年××月××日	☐ 障害者手帳所持者 ☐ 障害基礎年金受給あり 個人番号 1 2 3 4 5 4 5 6 7 8 9 0
	東海 らん子	母	S・H・R 5年××月××日	☐ 障害者手帳所持者 ☐ 障害基礎年金受給あり 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5
	東海 さつき	姉	S・H・R 3年××月××日	在籍施設名（※） △△保育園 ☐ 障害者手帳所持者 ☐ 特別児童扶養手当の支給対象児童 ☐ 障害基礎年金受給あり ☐ 監護なし（扶養していない等）
	東海 楠男	祖父	S・H・R 36年××月××日	在籍施設名（※） ☒ 障害者手帳所持者 ☐ 特別児童扶養手当の支給対象児童 ☐ 障害基礎年金受給あり ☐ 監護なし（扶養していない等）
	東海 ふき子	叔母	S・H・R 8年××月××日	在籍施設名（※） ☐ 障害者手帳所持者 ☐ 特別児童扶養手当の支給対象児童 ☐ 障害基礎年金受給あり ☐ 監護なし（扶養していない等）
	☆申請する児童と同居している家族全員の状況(単身赴任中の方も含む)を記載してください。			日
			日	在籍施設名（※） ☐ 障害者手帳所持者 ☐ 特別児童扶養手当の支給対象児童 ☐ 障害基礎年金受給あり ☐ 監護なし（扶養していない等）

障害者手帳の写しを提出

(※)在籍している施設を記入してください。学校等教育機関（幼稚園含む）や保育所等児童福祉施設（認可外保育施設や療育施設含む）

利用希望期間、希望施設名

利用を希望する期間		令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 年 月 末日まで 就学前まで					
利用を希望する 保育所等	公立 保育所	一番畑		名和		名和東	
		木庭	5	みどり		明倫	
		大田	1	高横須賀		横須賀	4
		三ツ池		大堀		加木屋南	
希望順位を数字で記入 希望順位の記載のない 保育所等については、利 用調整を行いません	私立 保育所	エチュード上野台		きだっこえん	2	memorytree	
	こども園	葵名和幼稚園		明佳幼稚園			
	小規模	memorytree 名和北保育園		memorytree 太田川保育園	3		
		memorytree 伏見保育園		はな保育室 たかよこすか			
memorytree 名和寺徳保育園							

保育の利用を必要とする理由等

保護者の 状況 1	続柄	☒ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()	
	保育の利用 を必要とす る理由	★「就労」は（就労実績数（3か月平均））でチェック	
		☐ 就労	☒ 月 160 時間以上
			☐ 月 140 時間以上
			☐ 月 120 時間以上
		☐ 就学	☐ 月 100 時間以上
☐ 月 80 時間以上			
☐ 月 60 時間以上			
保護者の 状況 2	続柄	☐ 父 ☒ 母 ☐ その他 ()	
	保育の利用 を必要とす る理由	★「就労」は（就労実績数（3か月平均））でチェック	
		☒ 就労	☐ 月 160 時間以上
			☒ 月 140 時間以上
			☐ 月 120 時間以上
		☐ 就学	☐ 月 100 時間以上
☐ 月 80 時間以上			
☐ 月 60 時間以上			
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ☒ 祖父母、親戚等と同居 ☐ 上記以外	生活保護の適用の有無 ☒ なし ☐ あり	
世帯収入（父母合算）が 360 万円未満相当	☐ 該当しない ☒ 該当する→	要保護者（生活保護法に規定する保護を必要とする状態にある者） ☐ 母子父子世帯（母子及び父子並びに寡婦福祉法で規定される者） 該当となった日（ S・H・R 年 月 日） ☒ 多子世帯◆（入所児童が第 2 子または第 3 子に該当する）	
別居の子がいる場合	第 1 子の氏名 別居の理由	続柄	第 2 子の氏名 別居の理由

保育の利用を必要とする時間等

利用希望曜日		☒ 月・ ☒ 火・ ☒ 水・ ☒ 木・ ☒ 金・ ☐ 土			
平日	開始	☒ 7:30 ☐ 8:00 ☐ 8:30 ☐ 9:00	終了	☐ 16:00 ☐ 16:30 ☐ 17:00 ☐ 17:30 ☐ 18:00 ☐ 18:30 ☒ 19:00 ☐ 19:30 ☐ 20:00	
土	☒ 不要	開始	☐ 7:30 ☐ 8:00 ☐ 8:30 ☐ 9:00	終了	☐ 16:00 ☐ 16:30 ☐ 17:00 ☐ 17:30 ☐ 18:00 ☐ 18:30 ☐ 19:00 ☐ 19:30 ☐ 20:00

※8 時～16 時まで短時間認定、8 時～19 時まで標準時間認定となります。色塗り部分は memorytree 社山保育園のみ希望可能

※7 時 30 分～8 時の早朝保育を利用する場合は、別途早朝保育使用料がかかります。

通勤手段・時間（保育の利用を必要とする理由が「就労」の方）

	父	母
手段	☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ 自動車 ☒ バス、電車・ ☐ その他 (自宅の最寄り：南加木屋駅) (職場の最寄り：栄駅)	☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☒ 自動車 ☐ バス、電車・ ☐ その他 (自宅の最寄り：) (職場の最寄り：)
時間	片道 1 時間 30 分	片道 時間 30 分

☆勤務先から希望園までにかかる時間を記載してください。

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定兼保育所入所申込書について

申込者は、次の事柄に注意して記載してください。 《記載例は前ページのとおり》

この申込書は、『市が入所の際に必要な個人情報（同一世帯者含む）及び利用負担額算定に必要な税並びに保育料減免の判定に必要な情報を閲覧すること、その情報に基づき決定した利用負担額を特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。』という同意書も兼ねています。

（表面）

(1) 申込者は、児童1人ごとにそれぞれ1枚の申込書を提出してください。例えば、2人の児童が同時に入園申込みする場合は、申込書は2枚必要になります。

(2) 「保護者（申請者）」欄の記載

「氏名」は、個人番号確認の負担を軽減するため、申請書を持参する保護者の氏名を楷書で記載してください。受任者（提出者）が保護者（申請者）より委任される場合、受任者（提出者）の住所等を記載してください。委任状も兼ねております。

(3) 「入所児童名」欄の記載

「氏名」には、フリガナをつけてください。「第1子・第2子・第3子以降」は申込者が監護している（扶養している）児童のうち、申請児童が上から数えて第何子にあたるか記載してください。第2子以降に該当する場合は、保育料等が無料となります。「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当する方を○で囲んでください。「個人番号」欄は児童の個人番号（12桁）を記載してください。

(4) 「保護者」欄の記載

「住所」は、省略せずにマンション名、棟・号まで記載してください。「電話番号（自宅）、保護者携帯電話」はできるだけ日中連絡のつく保護者の電話番号を記載してください。「メールアドレス」は電話での連絡がつかなかった場合、電子メールにて、連絡させていただきますので、代表の方のメールアドレスを記載してください。「令和6年・令和7年1月1日時点の住民登録地 課税有無」は各年の1月1日時点で住民登録地の市町村名を記載してください。字以降の記載は不要です。東海市以外の場合は、別紙「個人番号（マイナンバー）申告書」も合わせて記載してください。

(5) 「家庭の状況」欄の記載

申請する児童と同居している家族全員の状況（単身赴任中の方を含む）を記載してください。

- ・「氏名」、「生年月日」は、住民基本台帳（住民票）に記載されているとおりに記載してください。

- ・「続柄」は、申請児童からみた続柄を記載してください。
- ・「備考 要保護者世帯状況確認」は、該当する項目にチェックを記載してください。保育料等の減免となる場合がありますので、記入漏れがないようにしてください。「障害者手帳所持者」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等を所持している場合となります。該当する場合、各種手帳の写しを添付してください。「特別児童扶養手当の支給対象児童」は、特別児童扶養手当を受給対象となる場合となります。該当する場合は、手当証書の写しを添付してください。「障害者基礎年金受給あり」は、障害者基礎年金を受給している場合となります。該当する場合は、年金証書の写しを添付してください。
- ・「在籍施設名」は、現在在籍している施設名等を記載してください。勤務している会社（個人事業主も含む）、教育機関（幼稚園、小学校、中学校、高等学校や大学等）、児童福祉施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業、認可外保育施設や療育施設等）
- ・「監護なし（扶養していない等）」は、保護者が監護していない（扶養していない）場合、チェックを記載してください。

（裏面）

「利用希望時間、希望施設名」

(6) 「利用を希望する期間」欄の記載

入所児童の保育所等における保育を希望する期間を記載してください。保育所等における保育の期間は、最長で小学校就学前までです。保育事由が「就労」の場合、「就学前まで」を○で囲んでください。保育事由が「就労」以外の場合は、5ページの「保育の必要な事由」に応じた保育期間を記載してください。

(7) 「希望する施設名」欄の記載

施設名横の□に希望順位の数字を記載してください。数字が重複しないようにしてください。また、施設によって入所可能年齢が異なるため、新クラス年齢（令和7年4月1日時点での年齢）、保育の実施状況を確認の上、記載してください。

「保育の利用を必要とする理由等」

(8) 「続柄」は父母であれば、チェックを、その他の場合は、チェック及び児童からみた続柄を記載してください。

(9) 「保育の利用を必要とする理由」欄の記載

申請児童の保護者ごとに、保育の必要な事由（5ページ＜1～10＞）のうち、該当する事由にチェックを記載してください。「就労」・「就学」の場合は、就労証明書または、カリキュラム等により一月当たりの時間数にチェックを記載してください。

(10) 「生活保護の適用の有無」欄の記載

該当するものにチェックを記載してください。

(11) 「世帯収入（父母合算）が３６０万円未満相当」欄の記載

世帯年収が３６０万未満で相当で減免要件に該当する場合は、保育料等が減免となります。詳しくは、別紙「年収３６０万円未満相当の世帯における要保護者等世帯又は多子世帯に係る保育料の減免について」をご覧ください。

世帯収入が３６０万円未満に該当する場合は、チェックを記載し、右側の欄に移動し、要件に該当する場合、チェックを記載してください。

(12) 「別居の子がいる場合」欄の記載

該当する場合、氏名等記載してください。

(13) 「保育の利用を必要とする時間等」欄の記載

平日利用したい曜日を○で囲んでください。また、平日及び土曜日の利用時間の希望を記載してください。利用開始時間及び利用終了時間にチェックを記載してください。

９時以降の利用開始を希望する場合は、９時にチェックを記入してください。１６時以前の利用終了を希望する場合は、空欄に時間を記入のうえチェックを記載してください。

土曜保育が不要な場合は、不要にチェックを記載してください。

(14) 「通勤時間・手段」欄の記載

保育の必要な事由が「就労」の場合、勤務先から希望園までにかかる通勤時間と通勤手段を記載してください。

＊ 申込書の添付書類が不備ですと、受付出来ない場合がありますので、事前に記載し、記載もれのないようにしてください。

子育て支援事業

東海市では、都市宣言のひとつである「子育てと結婚を応援するまち東海市」の実現を目指し、子育てしやすい環境づくりに力を入れています。

◎市立保育所

1 親子一日体験入園

年3回程度、1歳以上の子どもとその保護者に保育園を開放し、保育園児、保育士と関わりながら、好きな遊びをしたり給食を一緒に食べたりして、保育園での生活を親子で体験します。（予約必要・申込みは各保育園へ）

2 保育園開放

月1回程度、子どもとその保護者に保育園を開放し、保育園児、保育士と関わりながら、好きな遊びをしたりして、保育園での生活を親子で体験します。
（予約不要・午前中のみ開催）

◎子育て支援センター

東海市には親子が安心して遊べる場として、子育て総合支援センター・北部支援センター・南部支援センターの3つの支援センターがあります。

<主な事業>

1 遊びの広場

常設の広場の他、年齢別に子どもの成長に合わせて親子で遊びを楽しむ広場があります。

2 幼児一時預かり（総合・南部）

保護者がリフレッシュや病気などの理由で子どもを保育できない時に、一時的に子どもを預かり保育します。

対象児…満1歳から小学校就学前までの児童

3 育児講座

親と子が育ち合うために、乳幼児期に必要な心と体の発育、発達について、専門家の先生に子育てのアドバイスやヒントを提供してもらいます。

4 親子発達支援教室

発達がゆるやかな子どもとその保護者を対象に、発達を促す適切な関わり方を実践して学びます。

5 育児支援親子教室

子どもへの関わり方がわからずに悩みや不安を抱えている方を対象に親子の遊び場を提供し、遊び方を知らせたり相談に応じたりします。

6 子育て相談

子育て全般について相談を受けます。

内容に応じて関係機関の紹介をします。（利用者支援）

7 子育てサークル

地域の親同士が子育ての意見交換や情報交換をしたり、共通の問題解決に取り組ん

だり、子育てに自信と喜びを持ち合う仲間作りをします。

8 ファミリー・サポート・センター事業

「子育てのお手伝いをしたい方」（提供会員）と「子育ての手助けをしてほしい方」（依頼会員）が、地域で助け合いながら活動します。登録には講習受講が必要です。

対象児…0歳～小学6年生までの児童

9 ママ応援事業（訪問型子育て支援事業）

子育て生活の中で支援を必要としている方（1歳未満）の自宅に、有償ボランティア（応援ママ）が訪問して、育児や家事を一緒に行い子育てを応援します。

対象児…1歳未満の児童

10 えほん館

約3,700冊の乳幼児向けの絵本を用意しています。大きな絵本やしかけ絵本等、家庭にはあまりない本もたくさんあります。毎日読み聞かせもおこなっています。

<実施事業一覧>

	子育て総合支援センター	北部子育て支援センター	南部子育て支援センター
場 所	大田町後田 1158 ソラト太田川 3 階 Tel (0562) 85-6177	名和町池西 45-1 東海市立名和保育園併設 Tel (052) 603-2888	加木屋町東大堀 28-34 東海市立大堀保育園併設 Tel (0562) 35-1011
開館時間	午前 9 時～午後 4 時	午前 9 時～午後 4 時	午前 9 時～午後 4 時
休 館 日	原則月曜日 年末年始(12/29～1/3)	土・日・祝日 年末年始(12/29～1/3)	土・日・祝日 年末年始(12/29～1/3)
遊びの広場	○	○	○
幼児一時預かり	午前 9 時～午後 7 時まで (当日受付は午後 4 時までの預かり) 利用料：1 時間あたり 730 円 (1 時間を超える 30 分毎に 360 円)		午前 9 時～午後 4 時まで 利用料：1 時間あたり 730 円 (1 時間を超える 30 分毎に 360 円)
育児講座	○		
親子発達支援教室	○	○	○
育児支援親子教室	○		
子育て相談	○（利用者支援も実施） 直通 Tel (0562) 85-6668	○	○
子育てサークル	主に市内児童館にて実施		
ファミリー・サポート・センター事業	活動時間：午前 7 時～午後 9 時 利用料：1 時間あたり 平日 600 円 土日祝日、年末年始 700 円 Tel (0562) 85-6556 ☆利用には登録が必要	※ 幼児一時預かり及びファミリー・サポート・センター事業について、幼児教育・保育無償化により支払った利用料に係る給付を受けられる場合があります。 詳しくは子育て総合支援センターへお問合せください。	
ママ応援事業	活動時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 利用料：1 時間あたり 800 円 利用希望日の 1 週間前までに要申込み		
えほん館	○		

◎児童館

乳幼児親子や18歳までの子どもたちが自由に遊べます。遊戯室、図書室、キッズルームなどがありますので、ぜひ遊びに来てください。

児童館ホームページ



＜一般利用＞

開館時間 (4～9月)午前9時～午後6時
(10～3月)午前9時～午後5時

★休館日は月曜日、年末年始

※月・金・土が休日の場合は翌日

★乳幼児は保護者同伴をお願いします。

★本を借りることができます。

(絵本・児童書・保護者向け)

児童館キッズルームのご案内

キッズルームは、児童館にある乳幼児が遊ぶためのスペースです。

開館中は毎日予約なしでご利用いただけます。

乳幼児の年齢や興味に応じた遊具や玩具、絵本などもあり、親子で楽しく遊べます。

遊び場・スキップ

親子のふれあい、親同士の交流などを目的として開催しています。

・対象 1歳6か月～3歳

・開催日数 月2回(半年クール)

・時間 午前10時～11時

★受講の申し込みが必要です。(申し込みは各児童館へ)

つどいの広場

乳幼児とその保護者対象の広場です。厚生員と一緒に遊んだり、地域の子育て仲間とおしゃべりしたりしています。また、子育て相談も行っています。

★申し込みは不要

・対象 乳幼児 ・開催日数 月1回

・時間 午前10時～11時



児童館一覧表



番号	名称	所在地	電話	キッズルーム
1	名和児童館	名和町塚森25	052-601-1888	
2	名和東児童館	名和町戸石48-10	601-8501	○
3	泉児童館	荒尾町泉3	604-0339	○
4	平洲児童館	荒尾町畑田43-1	601-4310	○
5	明倫児童館	富木島町貴船16-7	601-1220	
6	富木島児童館	富木島町西山田1-13	601-1500	○
7	姫島児童館	富木島町森前2	604-3266	○
8	大田児童館	大田町東畑1141	0562-33-5420	
9	公家児童館	高横須賀町公家5-1	33-2194	○
10	養父児童館	養父町宮山17-1	32-4614	○
11	加木屋児童館	加木屋町仲新田43-1	34-3406	
12	三ツ池児童館	加木屋町三ツ池12-74	34-8842	○
13	加木屋南児童館	加木屋町南鹿持28-1	34-7968	○

◎その他子育て支援事業

(1) 家庭児童相談

TEL (052) 689-1080 【受付時間：9時～17時】

家庭内の人間関係や子どもの福祉、子どもの養育などに関する相談を行っています。

(2) 病児・病後児保育

子どもが病気で、保護者の就労等のため家庭での保育や集団保育ができない場合、当面の症状の急変が認められないとき、公立西知多総合病院内の院内保育所に併設した病児・病後児保育室でお子さんをお預かりします。

※お問い合わせ・事前登録は、幼児保育課 保育グループまで

(3) 子育て応援情報誌

未就学児の家庭を対象に、育児に関する情報や、専門の方の執筆による子育て応援情報誌「わくわく！子育て」を隔月で発行しています。

(4) 東海市子育てアプリ「おやこっこ」

妊娠中から子育て中の家庭が、出産・子育て、予防接種に関する記録ができ、市からの情報提供やイベントのオンライン予約、オンラインでの子育て相談等を利用できます。

<https://www.mchh.jp>





(問い合わせ先)

東海市中央町一丁目 1 番地

東海市役所

市民福祉部 幼児保育課

TEL : (0 5 2) 6 1 3 - 7 6 6 9

(0 5 6 2) 3 8 - 6 2 9 2